

改正後	改正前
<p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1) ベトナム向け輸出水産食品：日本からベトナムに輸出される水産食品であって、3の条件に適合するもの。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(2) 最終加工施設：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する施設</p> <p>(3) 最終保管施設：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に保管する施設</p> <p>(4) 登録施設：最終加工施設、最終保管施設並びにベトナム向け輸出水産食品を取り扱う養殖場及びベトナム向け輸出水産食品を採捕した漁船（以下「最終加工施設等」という。）のうち、本要領に基づき登録されたもの</p> <p>(5) 施設登録者：登録施設において、本要領の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人</p> <p>(6) 輸出者：ベトナム向け輸出水産食品を輸出しようとする者</p> <p>(7) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課</p> <p>(8) 監視安全課：厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課</p> <p>(9) 施設登録担当部局：施設が所在する都道府県の水産業を所管する部局</p> <p>(10) 都道府県等：都道府県、保健所を設置する市及び特別区</p> <p>3. (略)</p> <p>4. ベトナム向け輸出水産食品最終加工施設等の要件</p> <p>(1) 輸出する水産食品が3. (1)に該当し、ベトナム国内での消費を目的とする場合</p> <p>最終加工施設は、以下のアからウまでのいずれかの要件に適合し、かつエからカまでのうち少なくとも1つ以上の処理を行っていること。</p> <p><u>ア～カ (略)</u></p> <p>(2) 輸出する水産食品が3. (1)に該当し、全量がベトナムから再輸出される場合</p> <p>最終加工施設及び最終保管施設は、以下の要件に適合すること。</p> <p>ア 最終加工施設にあつては、(1)の要件に適合すること。</p> <p>イ 法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であつて、かつ日本国内で(1)のエからカまでのいずれの処理も行わない（輸入時の状態を維持した）場合にあっては、最終保管施設は、(1)のアからウまでのいずれかの要件に適合すること。</p> <p>(3) 輸出する水産食品が3. (2)に該当する場合</p> <p>最終加工施設等は、以下の要件に適合すること。</p> <p>ア 最終加工施設にあつては、(1)のアからウまでのいずれかの要件に適合し、かつ、カの処理を行っている施設であること。</p> <p>イ 最終保管施設にあつては、(1)のアからウまでのいずれかの要件に適合する施設であること。</p> <p>ウ 養殖場又は漁船にあつては、漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいるものであること。</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>(1) ベトナム向け輸出水産食品：日本からベトナムに輸出される水産食品であつて、3の条件に適合するもの。</p> <p>(2) 最終取扱施設：最終加工施設及び最終保管施設のことをいう。</p> <p>(3) 最終加工施設：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する施設。</p> <p>(4) 最終保管施設：ベトナム向け輸出水産食品を最終的に保管する施設。</p> <p>(5) 施設登録者：ベトナム国内での消費を目的として、ベトナム向け輸出水産食品を最終的に加工する者。</p> <p>(6) 輸出者：ベトナム向け輸出水産食品を輸出しようとする者。</p> <p>(7) 加工流通課：水産庁漁政部加工流通課。</p> <p>(8) 監視安全課：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課。</p> <p>(9) 施設登録担当部局：施設が所在する都道府県の水産業を所管する部局。</p> <p>(10) 都道府県等：都道府県、保健所を設置する市及び特別区。</p> <p>3. (略)</p> <p>4. ベトナム向け輸出水産食品最終取扱施設等の要件</p> <p>(1) 輸出する水産食品が3. (1)に該当し、ベトナム国内での消費を目的とする場合</p> <p>最終加工施設は、以下のア～ウのいずれかの要件に適合し、かつエ～カの少なくとも1つ以上の処理を行っていること。</p> <p><u>ア～カ (略)</u></p> <p>(2) 輸出する水産食品が3. (1)に該当し、全量がベトナムから再輸出される場合</p> <p>最終取扱施設は、以下のいずれかの要件に適合すること。</p> <p>ア 最終加工施設は、(1)の要件に適合すること。</p> <p>イ 法第27条に規定する輸入の届出を行い輸入された水産食品であつて、かつ日本国内で(1)のエ～カのいずれの処理も行わない（輸入時の状態を維持した）場合にあっては、最終保管施設は、(1)のア～ウのいずれかの要件に適合すること。</p> <p>(3) 輸出する水産食品が3. (2)に該当する場合</p> <p>漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場であること。</p>

## 5. 最終加工施設等の登録手続

4. (1)又は(3)の場合は、以下の手続により最終加工施設等の登録を行うものとする。なお、本手続は、登録完了までに数ヶ月を要する場合があるため、施設登録者はその旨了承した上で申請を行うものとする。

### (1) 登録に必要な書類について

#### ア 4. (1)の場合

施設登録者は、4. (1)に掲げる要件を確認するために必要な書類、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図を添付し、別紙様式1及び別紙様式2により、施設登録担当部局に申請する。

#### イ 4. (3)の場合

施設登録者は4. (3)に掲げる要件を確認するために必要な書類を添付し、別紙様式1及び別紙様式2により、施設登録担当部局に申請する(製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図は不要)。

- (2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告する。また、アに基づく申請があったときは、別紙様式4により申請を受けた施設を所管する都道府県等衛生部局に情報提供を行う。
- (3) 加工流通課は、(2)の報告を受けたときは、監視安全課及び必要に応じ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と協議し、4.に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、ベトナム政府に当該施設の登録を要請する。
- (4) 加工流通課は、ベトナム政府から登録完了の報告を受けた後、水産庁のホームページ上で施設登録リストを公表し、その時点をもって、その施設を登録施設として取り扱うものとする。
- (5) 施設登録者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。

## 6. 登録施設の登録事項の変更

(1) 施設登録者は、登録の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式5により、施設登録担当部局に申請する。

なお、4. (1)の場合において登録の変更をしようとするときは、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類を添付する(ただし、変更が事業者名のみの場合にあっては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。)。また、4. (3)の場合において登録の変更をしようとするときは、別紙様式2その他変更内容が確認できる書類を添付する。

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流通課は、5. (3)及び(4)に準じて手続を行う。

## 7. 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課及び加工流通課は登録施設の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録施設が、4. (1)又は(3)のそれぞれに掲げる要件に合致しないことが判明したとき。
- (2) 施設登録者又は当該登録施設と関係のある者が、本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。
- (3) その他相当の理由があると認められるとき。

## 8. 証明書発行機関の登録

(1) 衛生証明書(活水産動物を輸出する場合を除く。)

## 5. 最終加工施設の登録手続

施設登録者は、以下の手続により最終加工施設の登録を行うこと。なお、施設登録はベトナム政府への登録が必要であり、登録完了までに数ヶ月を要する場合があるため、施設登録者はその旨了承した上で申請を行うこと。

(1) 施設登録者は、4. (1)に掲げる要件を確認するために必要な書類、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図を添付し、別紙様式1及び別紙様式2により、施設登録担当部局に申請する。

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告するとともに、別紙様式4により申請を受けた施設を所管する都道府県等衛生部局に情報提供を行う。

(3) 加工流通課は、(2)の報告を受けたときは、監視安全課及び必要に応じ農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課と協議し、4.に掲げる要件を満たしていることが確認できた場合には、ベトナム政府に当該施設の登録を要請する。

(4) 加工流通課は、ベトナム政府から登録完了の報告を受けた後、水産庁のホームページ上で施設登録リストを公表し、その時点をもって、当該施設を本要領に基づき登録された施設(以下「登録施設」という。)として取り扱うものとする。

(5) 施設登録者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努める。

## 6. 登録施設の登録事項の変更

(1) 施設登録者は、登録の変更又は取消しをしようとする場合は、別紙様式5により、施設登録担当部局に申請する。

なお、変更の場合にあっては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類を添付する。(ただし、変更が事業者名のみの場合にあっては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。)

(2) 施設登録担当部局は、(1)の申請を受理したときは、別紙様式3により加工流通課に報告し、加工流通課は、5. (3)及び(4)に準じて手続を行う。

## 7. 登録施設の登録の取消し

以下のいずれかに該当することが判明した場合には、監視安全課及び加工流通課は登録施設の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録施設が4. (1)の要件に合致しないことが判明したとき。
- (2) 施設登録者又は当該登録施設と関係のある者が本要領に基づく手続において不正を行ったことが判明したとき。
- (3) その他相当の理由があると認められるとき。

## 8. 証明書発行機関の登録

(1) 衛生証明書(活水産動物を輸出する場合を除く。)

ア 登録施設等を所管する都道府県等の衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 監視安全課は、アの申請を行った都道府県等の衛生部局について、厚生労働省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

(2) 食用水産品証明書（活水産動物を輸出する場合に限る。）

ア 登録施設が所在する都道府県（漁船の場合にあっては、漁船法（昭和27年法律第178号）に基づき、漁船が登録された都道府県をいう。以下同じ。）の水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 加工流通課は、アの申請を行った都道府県の水産部局について、水産庁のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

9. (略)

10. 食用水産品証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合に限る。）

(1) 輸出者は、登録施設が所在する都道府県の水産部局に別紙様式10に別紙様式11（Iを記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I. ③の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries（日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工）」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment（施設の名前及び住所）のみを記入する（Registration Number（登録番号）の記入は必要ない。）。

(2) 申請を受けた都道府県の水産部局は、当該活水産動物が登録施設で採捕、養殖、食品に接触する包装処理又は保管（以下「採捕等」という。）されたものである場合は、食用水産品証明書（別紙様式11）を発行する。

(3) 申請を受けた都道府県の水産部局は、本要領に基づく食用水産品証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じ、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

(4) 申請を受けた都道府県の水産部局は、食用水産品証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。

11. その他

(1) 輸出者は、衛生証明書又は食用水産品証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前にベトナム政府に確認をすること。

(2) 輸出者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であること又は登録施設が4. に定める要件を満たさないことが確認又は推定された場合、関連の登録施設を所管する都道府県等衛生部局又は水産部局は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局又は水産部局の調査等に対して協力を行うこと。

(4) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県の水産部局の指示に従うこと。

ア 登録施設等を所管する都道府県等の衛生部局が、衛生証明書を発行するに当たっては、別紙様式6により、監視安全課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 監視安全課は、当該申請を行った都道府県等の衛生部局について、厚生労働省のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

(2) 食用水産品証明書（活水産動物を輸出する場合に限る。）

ア 養殖場を所管する都道府県の水産部局が、食用水産品証明書を発行するに当たっては、別紙様式7により、加工流通課に、証明書発行機関としての登録申請を行う。

イ 加工流通課は、当該申請を行った都道府県の水産部局について、水産庁のホームページ上で証明書発行機関として登録したことを公表する。

9. (略)

10. 食用水産品証明書の発行手続（活水産動物を輸出する場合に限る。）

(1) 輸出者は、養殖場を所管する都道府県の水産部局に別紙様式10に別紙様式11（Iを記入したもの）及び関係書類（生産者の名称が記載され、当該生産者が署名した水揚げの報告書及び別紙様式11のIの内容が確認できる書類（インボイスの写し等））を添付し、食用水産品証明書の発行を申請する。なお、別紙様式11について、I. ③の欄で「Processed in Vietnam for reexport to Japan or other countries（日本や他国への再輸出のためのベトナムでの加工）」を選択した場合は、③の欄にName and Address of Establishment（施設の名前及び住所）のみを記入する（Registration Number（登録番号）の記入は必要ない。）。

(2) 申請を受けた都道府県の水産部局は、当該活水産動物が4. (3) の要件を満たす養殖場由来である場合、食用水産品証明書（別紙様式11）を発行する。

(3) 申請を受けた都道府県の水産部局は、本要領に基づく食用水産品証明書発行申請の確認等に当たり、必要に応じ、申請者に対し追加資料の提出を求めることができる。

(4) 申請を受けた都道府県の水産部局は、食用水産品証明書の原本を申請者に発行するとともに、写し及び関係書類を証明書発行日から3年間保管する。

11. その他

(1) 輸出者は、衛生証明書又は食用水産品証明書を要する水産食品に該当するか等判断が困難な場合にあっては、事前にベトナム政府に確認をすること。

(2) 輸出者は、ベトナムの衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、適宜検査を実施する等により、ベトナム向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(3) ベトナムからの違反連絡等により、輸出水産食品の衛生状態が不良であることが確認又は推定された場合、関連の登録施設を所管する都道府県等衛生部局は、必要に応じ当該施設の調査、指導等を行う。輸出者は、輸出水産食品の輸送、保管等に関し、責任を負うものとし、都道府県等衛生部局の調査等に対して協力を行うこと。

(4) 輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び都道府県の水産部局の指示に従うこと。

(別紙様式1)  
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承認します。

記

1. 加工施設等の名称及び所在地  
(日本語)  
(英語)

2. 加工施設等の情報

	該当の有無※	登録番号等※※
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		
漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場又は漁船(活水産動物に限る。)		

登録申請施設が該当するものに○をつけること。 ※※許可証等の写しを添付すること。

3. 輸出品目  
(日本語)  
(英語)

4. 施設の連絡先(メールアドレス又はFAX番号)

別紙様式2・3・4 (略)

(別紙様式5)  
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録事項の変更(取消し) 確認申請書

(別紙様式1)  
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録確認申請書

下記の施設について、「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知)に基づき、関係書類を添えて登録確認を申請します。なお、登録後に登録施設の名称及び所在地を公表することを承認します。

記

1. 加工施設等の名称及び所在地  
(日本語)  
(英語)

2. 加工施設等の情報

	該当の有無※	登録番号等※※
食品衛生法に基づく営業許可を有する施設		
条例による営業許可を有する又は営業に係る届出等を行っている施設		
食品衛生監視員による監視指導を受けていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設		
漁業法等に基づき、適法に漁業を営んでいる養殖場(活水産動物に限る。)		

登録申請施設が該当するものに○をつけること。 ※※許可証等の写しを添付すること。

3. 輸出品目  
(日本語)  
(英語)

4. 施設の連絡先(メールアドレス又はFAX番号)

別紙様式2・3・4 (略)

(別紙様式5)  
年 月 日

都道府県施設登録担当部局長 殿

申請者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

ベトナム向け輸出水産食品施設登録事項の変更(取消し) 確認申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、下記登録施設の登録事項の変更（取消し）について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 登録施設の名称及び所在地
3. 変更事項  
(日本語)  
(英語)

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類（例：変更後、新たに取得した営業許可書の写し等）を添付する。（ただし、変更が事業者名のみの場合及び4.（3）の場合において施設の登録事項を変更するときにあつては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。）

別紙様式6～9（略）

(別紙様式10)

年 月 日

都道府県水産部局長 殿

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食用水産品証明書発行申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、食用水産品証明書の発行を申請したく、別紙様式11に關係書類を添えて申請します。

(誓約事項)

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 別紙様式11のIの記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ① 関連法規に従い、要件を満たした施設由来の水産食品であること。
  - ② ベトナムの基準に適合することを確認していること。
  - ③ 監督官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、下記登録施設の登録事項の変更（取消し）について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に登録施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

記

1. 登録番号
2. 登録施設の名称及び所在地
3. 変更事項  
(日本語)  
(英語)

(申請の記載等に関する注意事項)

変更にあつては、別紙様式2、製品の加工工程に関するフローチャート、施設の平面図及びその他変更内容が確認できる書類（例：変更後、新たに取得した営業許可書の写し等）を添付する。（ただし、変更が事業者名のみの場合にあつては、製品の加工工程に関するフローチャート及び施設の平面図の提出を省略することができる。）

別紙様式6～9（略）

(別紙様式10)

年 月 日

都道府県水産部局長 殿

申請者  
住所  
氏名

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食用水産品証明書発行申請書

「ベトナム向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成22年8月25日付け食安発0825第5号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、22水漁第1110号水産庁長官通知）に基づき、食用水産品証明書の発行を申請したく、別紙様式11に關係書類を添えて申請します。

(誓約事項)

当該貨物は以下の内容を満たすものであることを誓約する。

- (1) 別紙様式11のIの記載事項が正しいこと。
- (2) 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号の「内国貨物」であること。
- (3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。
- (4) 証明書を受け取る際に証明書中の記載事項が相違ないことを輸出者の責任で確認すること。
- (5) ベトナム政府が要求する以下の条件を満たすものであること。
  - ① 関連法規に従い、要件を満たした施設由来の水産食品であること。
  - ② ベトナムの基準に適合することを確認していること。
  - ③ 監督官庁の監視下で取り扱われた水産食品でありヒトの健康に害を与える物質が含まれていないこと。

<p>④ 適切に保管されヒトの消費に適したものであること。  (申請に関する注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 記入は英語によること。</li> <li>2. 「品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。</li> <li>3. (1) 及び (2) の関係書類を添付すること。</li> </ol> <p>(1) <u>登録施設において採捕等をされたことが確認できる書類</u></p> <p>(2) 別紙様式11のIの内容が確認できる関係書類（インボイスの写し等）</p>	<p>④ 適切に保管されヒトの消費に適したものであること。  (申請に関する注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 記入は英語によること。</li> <li>2. 「品名」については、商品や当該食品の内容がわかる一般的な名称を記載すること。</li> <li>3. (1) 及び (2) の関係書類を添付すること。</li> </ol> <p>(1) <u>生産者の名称が記入され、当該生産者が署名した水揚げの報告書</u></p> <p>(2) 別紙様式11のIの内容が確認できる関係書類（インボイスの写し等）</p>
--	--